

平成31年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 平成31年 3月12日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員 長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 中山 庄治

(健康保険課)

課長 志田 純子 課長補佐 藤崎 隆行

課長補佐 木澤 奈津代 係長 松田 祐貴

(介護保険課)

課長 辻田 正行 参事 中村 宰子

係長 西村 淳 係長 島 典明

本日の委員会に付した案件

議案第7号 平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算

議案第8号 平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 平成31年度長与町介護保険特別会計予算

開会 9時30分

閉会 14時00分

○委員長（西岡克之委員）

皆様おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。それでは、議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。それでは平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,187万4,000円を増額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億859万8,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが6、7ページをお開きください。3款県支出金1項県補助金1目保険給付費棟交付金は、保険給付費に対して県から交付されるものですが、歳出の2款保険給付費が増額しておりますので、7,187万4,000円を増額計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費につきましては、支出見込額により5,487万4,000円を増額計上。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費につきましては、支出見込額により1,700万円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

それではこれから質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、歳出の方の10、11、結構大きな数字が5,400万とか出ておりますけども、見込みの増額がですね。なんか前年と比べてどういう形での見込みが増えたのか、ちょっとその内容をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

なぜ増額になったかということなんですけれども、30年度については詳細な分析っていうのはまだ行っておりませんが、県全体的に1人当たり保険給付費額っていうのが、大幅に去年と比べて増えているという状況です。それと、やはり年齢構成が関係しているのかなと思ひまして、70歳以上の方が増えていくとやはり保険者の負担というのも増えていきますので、年齢構成が70歳以上の割合が徐々に増えていっているっていうのも1つの原因じゃないかなと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

2款2項の1目19節の高額療養費ですけど1,700万。これにつきましては、昨年度から高額療養費の算定基準の方がいろいろと変わったと思うんですけども、その辺り見込額というのは今回はどのような形でなってるのでしょうか。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

高額療養費ですけども、先程一般の療養給付費と同じような状況でやはり全体的に30年度については増えているってというような現状になっております。先程言われた算定方式が変わったと言われたのは、自己負担額が増額の方に向っておりますので、保険者の負担としては減る方向に行くはずだったんですけども、やはり全体的に給付費が増えているという状況で今回増額ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに、なければ質疑をこれで終わりたいと思います。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして

説明いたします。本会議における町長の提案理由と重複する部分もありますが、再度説明をさせていただきます。平成31年度の当初予算は被保険者数を一般8,076人、退職者を10人と見込んでおり、前年度と比較すると一般184人減少、退職32人減少、合計216人減少と見込んでおります。世帯数も4,849世帯で、前年度より119世帯の減少を見込んだ予算編成を行っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,609万5,000円としております。この予算額は前年度より7,320万3,000円、1.8%増加しております。

それでは長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。1款国民健康保険税8億2,797万8,000円は、一般被保険者国保税8億2,650万7,000円、退職被保険者国保税147万1,000円の合計額となっております。平成30年度の税率を用い収納率94%で算定しております。昨年度より2,393万円減額しておりますが被保険者数の減少が要因となっております。2款使用料及び手数料は5,000件分の督促手数料を計上しております。3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金30億1,092万5,000円は、1節普通交付金28億9,835万2,000円、2節特別交付金1億1,257万3,000円の合計額となっております。普通交付税は、療養給付費及び療養費等の支払いに要した費用に対して県から交付されるものです。また、保険者努力者支援分は、国が示した項目について市町が取り組んだ結果に対して交付されるものです。8、9ページをお開きください。4款財産収入1項財産運用収入は、存目計上でございます。5款繰入金2億2,542万9,000円は一般会計からの繰入金で、前年度より974万7,000円減少しております。主な要因といたしまして、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。6款繰越金は存目計上でございます。7款諸収入につきましては、昨年度と同額を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。14、15ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1,884万7,000円は前年度比60万2,000円、3.3%増加しております。主な要因といたしまして、第三者行為損害賠償事務委託料の増加と消費税増額の影響で需要費等が増加しております。16、17ページをお開きください。同じく2項徴税费1目賦課徴収費1,484万8,000円は前年度比19万1,000円、1.3%増加しております。平成31年10月から予定されています消費税増額分を含めて計上しております。同じく3項、4項につきましては、昨年度とほぼ同額を計上しております。18、19ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費25億6,884万円は前年度比7,794万7,000円、3.1%増加で、平成28、29年度及び30年11月までの実績と被保険者数の減少、診療報酬改定等を加味して算出しております。2項高額療養費3億2,951万は前年度比2,060万円、6.7%の増加となっておりますが、療養給付費と同様の方法で算出しております。3項移送費は存

目計上でございます。4項出産育児諸費1,891万は、前年度同額で54人分を計上しております。20、21ページをお開きください。同じく5項葬祭諸費120万円は、前年度同額で60人分を計上しております。3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町に支払う保険給付費等交付金の財源として納付するもので、県から示された金額を計上しております。1項医療給付費分7億6,373万1,000円、2項後期高齢者支援金分1億9,333万6,000円、3項介護納付金分7,613万9,000円の合計額10億3,319万6,000円を計上しております。次に22、23ページをお開きください。4款保健事業費1項保健事業費1,921万3,000円は前年度比64万9,000円、3.5%増加しております。主な要因は、看護師、管理栄養士の訪問指導の充実を図るために月40時間訪問時間を増加しております。また、委託料につきましても人間ドック等の委託単価を上げております。そのほか健康ポイント事業につきましても、全参加者1,500名のうち600人分を国保特別会計で予算を計上しております。うち8割の方がインセンティブを獲得すると見込み、参加者褒賞費を240万円計上しております。24、25ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費4,580万3,000円は前年度比412万円、9.9%増加しております。主な要因として1節報酬216万円を新たに計上しております。特定保健指導等の充実を図るために新たに保健事業指導員を雇用するためのものです。7節賃金8節報償費は時間給の単価が上がりましたので、併せて57万9,000円増額しております。12節役務費は特定健康診査未受診者への受診勧奨を1回から2回にしますので郵送料を55万2,000円増額しております。14節使用料及び賃借料は40万2,000円です。これは保健指導用タブレット借上料と初期設定費になります。タブレットを使用することで、より分かりやすい保健指導が可能となります。5款基金積立金につきましては存目項目です。6款公債費は前年度と同額を計上しております。26、27ページをお開きください。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金2目退職被保険者等保険税還付金は、前年度と同額を計上しております。同じく3目償還金は、過年度療養給付費の支払いがなくなりましたので4,300万円減額しております。同じく4目一般被保険者還付加算金、5目退職被保険者還付加算金は前年度と同額を計上しております。2項延滞金は存目項目です。8款予備費は1,000万円を計上しております。続きまして28、29ページをお開きください。給与費明細書につきましても、まず報酬ですが、徴収嘱託員3名分の報酬が553万5,000円。収納推進専門員1名分が288万円。長与町国民健康保険運営協議会委員6名分の報酬が12万8,000円。重症化予防指導員報酬が1名分の報酬が216万円。保険事業指導員報酬が216万円。合計12名、1,286万3,000円となっております。前年度と比較して1名、216万円の増となっております。これは保健事業指導員1名増によるものです。共済費121万5,000円は、収納推進専門員、重症化予防指導員、保健事業指導員の社会保険料を計上しております。

続きまして、長与町国民健康保険特別会計予算に係る主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページ及び2ページは、歳入歳出予算の状況として構成比及び前年との増減率を記載しております。次に4ページをお開きください。2款1項療養諸費ですが、療養給付費算定のための被保険者数を一般8,076名、退職10名と見込んで算定し計上しております。4款保険事業費1項2目疾病予防費ですが、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として記載の事業を実施してまいります。事業実施につきましては、保健担当者ばかりでなく、健康増進係や介護保険課、福祉課及びこども政策課等と関係団体との協力を得ながら実施してまいります。2目特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳までを対象とし、健康診査受診者を3,900人、保健指導受診者を286名と予定し計上しております。次に6ページをお開きください。特別職、非常勤職員の一覧を、7ページには補助金・負担金一覧を、8ページには基金の状況を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

大変申しわけございません。議案ではなくて資料の事項別明細書の28ページ、給与費明細書の部分で、本年度、前年度とあります前年度の方の計、これが12ではなくて、11が正しい数でございます。訂正方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに説明漏れはないですね。

ただいま提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑におきましては、まず歳入からいきたいと思います。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

6、7ページの1番下の方の2節の特別交付金で保険者努力支援分として1,490万上がってますけども、これのどういう形で努力してお金が入って来るのか。中身がどういう形で、こういう制度があるのか、ちょっと再度よろしく申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険者努力支援制度についてですけれども、これは平成30年度から正式に始まった国の補助なんですけれども、各市町村等が取り組んだ内容に応じて点数がつきまして、国の予算を全体で分け合うような仕組みになっております。こういった内容が項目として入っているかといいますと、特定健診の受診率とか、特定保健指導の実施率とかメタボリックシンドロームの該当者の減少率とか、後発医薬品の利用率とか、そういった算

定項目がありまして、ここで高い数値等を出した場合に得点を高く得ることができて、たくさん金額が交付されるという仕組みになっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあ長与においてそういうのが、最高に努力が認められて、もし金額が入るとするならば、どれぐらいの金額が算定できるのか。最高にそういうのが基準に合致して幾らぐらいが入ってくるのか、そういうのがちょっと分かりますか。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

平成30年度の結果について申し上げますと、長与町が得点した点数というのが、満点が850点中の471点を獲得しています。交付された金額が1,417万となっておりますので、もし仮に満点を取ることができれば2,500万とかそれぐらいの金額が得られるものと考えられます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私もその同じところをお尋ねしたかったんですが、今言われたように前回は1,417万で、今回上げてるのが1,490万6,000円かと思うんですけども、もっとう満額を目指すとかというところが考えられないのか。点数が出せてどんどんどんどんしていくと、それに見合うものが入ってくるということだろうと思うので、もうちょっと予算を上げてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

この翌年度予算の予算額として計上されているものについてですけども、既に前年度の取組で交付の見込みが決定しております。平成30年度の交付額については、平成29年度の取組等が算定対象になっておりまして、平成31年度に交付される予定額というのは平成30年度の取組等である程度決まっておりますので、来年度については、おおよそこの金額で交付されると考えられます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では少し上がったので少し努力があったということかと思います。もう1点、歳入の1款1項1目のところで減額をされてるんですけど、被保険者数が減少したためという御説明だったんですが、この被保険者数が減少した理由みたいなのを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

これは高齢化に伴って後期の医療の方に移られたってということと、あとは社会保険の方に移られた方も多いと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その中で社会保険に移られた方の人数が分かれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、そこまでは把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も1款1項1目の1目、2目も関わるかもしれませんが、先程補正のときに年齢構成が高くなったと被保険者の、その割合が、この31年度はどういう年齢構成、被保険者の年齢構成がどうなってるのかをまず教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

一般被保険者数が合計8,076名という話を課長の方からしてるんですけども、その内訳ですけれども、まず未就学児が推計で204名、就学後の69歳以下が5,786名、70歳以上の一般の所得の方が1,936名、70歳以上の現役並みの所得の方が150名、合計で8,076名ということになっております。退職については10

名ですので、ちょっとその内訳までは把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の数字でちょっと比較ができないもので、例えば70歳以上の方が増えてるというのが年齢構成が上がってるというふうな話だと思うんで、その数字だけでも教えていただければと思うんですけど。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

30年度の平均の推計なんですけれども、70歳以上の一般が1,826名、70歳以上の現役並みの所得の方が137名ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに増えてはいる状況ですね。そうすると未就学だとか、69歳以下の方々のやっぱり加入者数が減ったということが、今回の割合的には高齢者が増えてるというふうな形で見てもよろしいんでしょうかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その見方で大丈夫です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

では改めて、以前から国民健康保険の加入者っていうのは所得が低い方が多いっていうふうなことがずっと説明されてきたと思いますんで、今度は所得層の割合が出てれば数字を教えていただければと思いますけども。そこが分からなければ例えば軽減策、2割、5割、7割の軽減世帯数でもいいんで、そこを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

今ちょっと所得に関する情報を持ち合わせてないんですけども、軽減世帯の割合については、平成30年度で52.4%の世帯が軽減対象になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると4,849世帯のうち半分は軽減世帯の対象になってるということで理解しました。今度は次の質問ですけれども、先程触れられた保険者努力支援分ですね。様々な項目があって、その努力の結果により特別交付税、交付金が増えると。交付税、交付金として収入になっていくということですが、この中には以前もちょっと指摘したと思うんですけれども、保険税の未納率を少なくするというのも項目の中に入ってますよね。そこを確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

収納率という形で項目の中に入っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ある意味では、こういう部分は収納率、確かに収納を上げていくっていうのは大事だと思うんですけれども、他市町と競わせるっていうふうな状況にならないかと。いわゆる先程言われた一定努力をすれば国から特別に交付金を渡しますよと、その収納率が高ければ高いほど交付金が高くなるという意味では、お互いの自治体を収納率で競わせてしまってるというところはありませんでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先程申しましたとおり同じパイを分けていきますので、そこで点数というのが出ます。ある程度やっぱり競わせるっていう原理は働いていくかとは思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それではその特別交付金の特定健診等負担金がこれ前年度予算より少し減額になってますよね、これの要因は何でしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

去年の予算上1,663万6,000円で、31年度予算では1,354万7,000円ということで上げております。平成30年度については、目標が60%ということで、60%受診したとみなして予算を計上しておりましたけれども、31年度につきましては、実際の受診率に近い形で計上をしておりますので、減額をしております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかにありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

8、9ページの一般会計繰入金で一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金。先程ちょっとお尋ねしたいいわゆる2割、5割、7割の軽減分ですね。これも前年度予算からすると少し下がってると、約700万近く減になっていると。これはいわゆる軽減世帯が減ったという形で減になっているものなのか、この減の理由も教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

保険基盤安定繰入金ですけれども、被保険者数が全体で減っておりますので、こちらの繰入金についても、それに合わせて減額ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

それでは今から歳出の方の質疑に移りたいと思います。

質疑のある方は挙手をしてどうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

22、23ページのところで、健康ポイント事業のお話があったかと思うんですけれども、インセンティブを8割と見込んで計上しているというお話だったかと思うんですが、現在インセンティブで何割住民の皆さんにあげているのかが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今現在143万8,600円を褒賞費として支出をしてます。パーセントとしては予算に対して36%支出をしてる状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

次年度は一応8割を見込んで上げてるということで、なるべく還元をしたいということとで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そのとおりです。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この事業については積極的に町も打ち出してますし、参加者もだいぶ増えてきているように次年度も拡充の方向のようなんですけども、ちょっとそもそも論で最初当初説明で、この参加者褒賞費は、国保対象者分というふうなニュアンスのことをおっしゃったんですけども、再度その点について確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この褒賞費の成り立ちが国保から出てる分、一般会計から出てる分で2つの会計から出ております。先程私が申しましたのは、国保、一般合計の額で申し上げました。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

予算につきましては国保だけになります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

もう一度確認ですけども、と言うことは、国保の方の分は国保会計から出すと、一般の方の分は一般会計から出すという認識でいいんですか。確認を再度したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会再開いたします。

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

ポイントの予算については、来年度の見込みの人数が1,500人で、そのうち国保の被保険者の見込みが600人ということで、約40%の方が国保に加入しているという見込みで予算は計上しています。この事業費については、国保以外の方も含んだ全町

民を対象にしている事業ですので、本来であれば全て一般会計から支出すべき費用かということになるんですけれども、国保会計から支出した分については全額県の補助対象になります。県の交付の方針として、国保の方と国保以外の方の比率で按分した金額というのが補助対象の要綱になっておりますので、その県の基準に従って、国保の比率の方の分だけを国保会計で計上して全額県からもらうという仕組みになっております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

国保の方の分は県からの補助対象になる。逆を言えば、一般の方の分は補助対象ではないとそう捉えていいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

一般の方は国保の対象ではない。ただし地方創生とか、後期高齢の補助をいただいております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。よく分かりました。では、今度その下の19節のはり、きゅう補助金なんですけれども、過去の平成30年度までの事業は把握してるんですけれども、31年度事業について概略を説明していただけないでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

31年度も30年度と同じように一般の人が1人1回5枚、5枚つづりを1セット、国保の方は10枚つづりを1セットというふうにしております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

で、今度は財源ですよ。一般の方っていうのはいわゆる社会保険の方等も該当なわけですたいね。先程の健康ポイントのインセンティブとかが、そうじゃないかなと思ってちょっと質問したんですが、国保の方の分は国保会計から出てる、財源がです。一般の方の分は一般会計から出てる。国保の財源というのは基本国保税ですたいね。国保の人たちは自分が出した、基本いろんなお金が入ってきてるでしょうけど、自分が出したお金から補助を受けているという形ですよ。一般会計の方の分っていうのは枚数は少ないにしろ、いわゆる全体の国保の分も含めた全体の財源から出ると。この公平性で

すよね。若干おかしいんじゃないかなと。だから本来は国保会計の方の分も一般会計で全額負担すべきだと思いますが、そのところ担当所管としての考え方をお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その点につきましては監査委員の方からも御指摘がっております。今年31年度を掛けて一般の方のはり、きゅうの部分はどうするか、答えを出したいと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

いろいろな方面から御指摘をこの件についてはいただいております。やっぱり税の公平性、国保税も一般の税もあります。そこら辺を考慮して内部でもこれはけんけんがかくいろいろ議論をいたしました。それで31年度はこのような状態になったんですけど、32年度に向けて税の公平性をどのように担保していくか。それと受益者負担金等もありますので、そこら辺を考慮して十分議論を重ねて32年度の予算ではどのような姿になるか分かりませんが、税の公平性を担保にした予算になろうかと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

21ページで国民健康保険事業の納付金ということで、前回、県の7億6,288万9,000円のところなんです、県の医療費の全体が増加のためというところで御説明があったと思うんですが、今後県の方も財政的に被保険者が増えて圧迫してるというところでありまして、今後国保の対象者の被保険者のその負担が上がる見込みがあるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

県全体の1人当たりの医療費というのが上がってきてます。それに伴って納付金も30年度と比べると、だいぶ上がってきてます。この納付金につきましても激変緩和っていうのが入ってまして、激変緩和の財源が入ってここまで抑えられているという状況ですので、今後恐らく増えていくんじゃないかという予想はしております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今質問があったんですけれども激変緩和入ってる。で、この納付金というのが前年度が算定基準になるんですかね。どこが算定基準になるのかっていう確認をしたい。前年度はまだ決算が出とらん段階で出てくるので前々年度かなと思うんですけれども、どの医療費が各市町のいわゆる算定基準になるのかっていうのを確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

納付金の算定については、その市町の医療費の1人当たり平均の医療費水準が影響するんですけれども、算定に用いているのは平成28年度から平成30年度の前半というか、序盤までの医療費を基に計算されています。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

少し関連しますけれども、そもそも今の保険給付費が当然出てきますよね、各市町の保険給付費の全体の割合に対して、それぞれ各自治体の納付金というのが出てくるんじゃないんですかね。だから当然31年度の納付金、療養給付費が今回予算として、最終的には確定が出てくると思うんですけれども、予算として上げられていると。それに対しての納付金ではないんですか。納付金というのはそうですよね。全体医療費これだけ掛かりますよと。各長崎市や時津が長与が医療費が給付費でこれだけ掛かりますよと。それを全体集めて、じゃあ長与町についてはこれだけの納付金になりますよっていうふうな形の計算ではないんですかね。前年度の医療費に対しての納付金という形なんですか、前年度をトータルして試算を出してっていうふうな形になるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

先程松田が説明したのが31年度の給付費を推計するための方法ということで、28年度から30年度の前半までの医療費を基に31年度の医療費を推計をします。その推計に対して各市町に振り分けられるということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ですから、考え方としては31年度の保険給付費がありますよと。だから31年度の保険給付費も当然28年から30年度の前半までをいろいろ試算してみて、31年度の療養給付費はこれぐらいになりますよという予算を立てるわけですかいいね。その予算に対してのいわゆる納付金、先程言われた納付金も平成28年度から30年度前半、まあ結果は一緒ですかいいね。31年度全般のトータルを見てみて納付金が確定するというふ

うな形で言われたんで。だから結果は一緒ですかね。31年度の予算に対して、保険給付費の予算に対しての納付金ですよという考え方でいいんですよね。私はちょっと捉え方が、前年度の医療費が、安藤委員の質問がちょっと僕が捉え方がおかしかったみたいなんです。30年度に掛かった医療費に対しての納付金っていうふうな形で質問されたのかなというふうにはちょっと思ったんで。それではないんじゃないかなというふうにはちょっと感じたんですよ。ちょっともし間違っていたら申しわけないんですけども、そういうふう感じたんですね。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

31年度の給付費に対する納付金でございます。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに歳出に対しての質疑は。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで療養給付費なんですけども、先程もちょっと1人当たりの医療費が増加してきているというふうな話でした。31年度県が示してるのかよく分からないんですけども、予測される1人当たりの医療費がどれくらいなのか。本町の1人当たりの医療費をどれくらいと見てるのか。その数字があればちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

先程の県全体の医療費ということなんですけれども、医療費という資料がちょっと今ありませんので、県全体の保険給付費の総額ですけれども、31年度の県全体の保険料の総額が約1,238億円となっております。それを1人当たり直しますと県全体で38万1,360円、長与町につきましては34万4,228円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

長与町の一般療養給付費も増えてますんで、当然1人当たりの医療費も増えているんでしょうけど、そこまで聞いて何かちょっとしつこいようなんですけども、割合的にどんなですか。県が1人当たりの医療費の増える割合と長与町の1人当たりの医療費の増える

割合。何を聞きたいかと言うと、長与町は努力をして増やさないようにという努力をしてる。長与町に限らず他の市町でも努力してるにもかかわらず県全体の医療費が上がるもんだから当然負担も増えてくるという仕組みになって、今のところまだなっていないのかもしれませんが、今後なり得る危険性もあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。その辺が数字的に分かればと思ったんですけども、今出ますでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

先程1人当たりの額を申しあげましたけれども、こちらにつきましては28年度と比較すると10.1%、県全体では伸びております。単年度の換算で行くと3.3%、長与町につきましては、28年度と比較すると10.6%、単年度でいきますと3.4%ということで、県全体の伸びとほぼ変わらないということになります。ただし長与町につきましては、県全体が38万円ぐらいだったんですけども、長与町は34万ということで、県全体とするとだいぶ低い方に位置しているということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

24、25ページの6款1項の公債費の件ですけれども、この公債費はどういった目的で使用される予定で、ここで計上されているのかというのを伺います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらの公債費につきましてはキャッシュですね、現金が足りなくなったときに一時借入れをしておりますけれども、その分の利子ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

新制度に移行して現金が足りなくなるということは実際もうないのかなと、もし給付費が足りなくなった場合は県から借りる制度がありますよね。後年度の納付金でそれを補填するという制度があるので、現金を町が独自に借りることが実際あるのか。そこをお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

給付金全体としましては、足りないということはないんですけども、仕組みとして県からある程度の交付金を毎月いただいております。それ以上に仮に支払いが毎月出て

きた場合については、一時的に足りないということは考えられますので、そのために会計の方で一時借入れをするということは、可能性はあるかなと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

24、25の上段の1目特定健康診査の1節報酬の216万。新しい分という説明があったんですけど、今までこういう指導をしたのが、こういう人たちに移行するのか。あるいは全然新しい何か事業ができてこれが出てきたのか、ちょっとそのところ詳しくお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この特定保健指導が始まりましてもう10年近くなります。今までも保健師、管理栄養士によって特定保健指導を実施してまいりました。ただし、ここ1、2年保健指導の率がちょっと落ちておまして、やっぱりここでのこ入れということで、1か月単位できっちり雇い上げをした方が、いろいろ保健指導をする際の計画とか、効率性とかを考えた際、うまくいくのではないかということで、今回計上をさせてもらってます。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

25ページですけども、14節電算機器借上料40万2,000円なんですけど、このタブレット借上料ということなんですけど、健康指導でこういった形で活用をされていくのか。何台購入されるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

タブレットは4台分を計上しております。使い方としては、保健指導の専用のアプリがあるんですけども、そのアプリをダウンロードして例えば家庭訪問とかやりますので、その訪問先でタブレットを見せながら分かりやすくするために今回計上をしております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

家庭訪問したときにということは、今までは紙媒体でずっと書いて記録をしてたけど、今回はタブレットにアプリを導入して、簡単にそういった作業ができるということですよ。嬉しいんですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そうですね。今までは紙媒体で配ってございましたし、持っていく保健師、管理栄養士も何冊も持って行ってございました。その中から探すっていうのも大変だったというのがありますし、アプリで見た方がよりリアリティもありますので、そういうところを考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

関連して25ページの保健事業指導員ですが、これは何らかの資格を持つての方を採用される予定ですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

特定保健指導の部分は法律の中で医師、保健師、管理栄養士というふうに3職に決まっておりますので、この免許を有している方を採用しようと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

歳出についてほかになれば歳入歳出一緒に質疑をいたします。歳入歳出一緒について質疑のある方、挙手をお願いいたします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

県に移行されて2年目の予算になるんですけども、1つは数日前の新聞報道に長崎県の広域の国保のことが報道されて、県下14市町については保険税の増加が見込まれるというふうな報道がされてたというふうに思うんです。その中には長与町も入ってたんですけども、今回はこれまでの財源の中で対応していただけるような状況ですが、1年経ってそういう方向性が出たという意味では、先程もちょっと出てたかもしれませんけども、加入者負担増の予測が非常に心配されるなというふうに思うんですけども、その辺は全体の県の会議があると思うんですね、担当者会議みたいなのが。どういう形で出てるのか、その辺が参考までに聞ければなというふうに思いますし、もう1つは以前から言われてた保険税の統一化ですたいね。全国均一化と言いますか、各市町同じにやるという形の方向性もそれなりに進んでるものなのかですね、そこら辺の説明が少しあればお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

被保険者の負担についてですけども、先程も説明いたしましたとおり、1人当たり

の医療費が年間3%から4%ずつ長崎県内でも増えてきておりますので、今後も恐らく医療費は増加されると思われま。今は制度移行の時期ということで県の激変緩和財源が入っておりますので、それで一定抑えられているんですけども、今後は恐らくそれが減っていくと考えられますので、恐らく1人当たりの負担も将来的には上がっていくものと予想しております。それと保険料の統一についてですけども、県と県内の市町で連携会議というのを開催して、その中で保険料の統一についても議論を行っている途中です。その保険料の統一についても様々な課題がありまして、平成30年度から統一ということにはならなかったんですけども、現在も特定健診を県全体で実施できないとか、保険料の徴収の仕組み等を統一できないとか、いろんな事務の統一について現行も市町でやり方が違う部分があつて、なかなか簡単にはいかない状況です。保険料を統一する場合は皆同じ条件で国保事業ができないといけないということになりますので、今後も統一に向けた協議を行っていくんですけども、その激変緩和の時期というのが、基本的には平成36年までで国の財源が終わるというのも決まっておりますので、それまでに一定の方向性を決めて長崎県としてどうするのかという辺りを、その辺りの時期までには決定することになろうかと思ひます。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算について反対の立場から討論いたします。先程の質疑と答弁の中でも明らかなように30年に県に統一化されて、加入者負担の増える危険性が非常にあるということが理解できました。本町におきましては、新聞報道でされた保険税を引き上げなければならないのではないかとと言われてた14市町の中で、今回は据え置きという形で一定担当部署の努力に敬意を表したいというふうに思ひますけども、今回据え置きという形になりましたけども、今後は負担増が増える予測があるということで、この予算に対して賛成という形ではなかなか言えないという状況が1つあります。2つ目にはやはりこの加入者の負担の限界に来てると私は思ひます。国民健康保険税はですね。先程も質疑の中でありましたように、全体の半分以上の方が何らかの軽減措置を受けているという状況であるにも関わらず、保険税は所得の約12～13%になってくるということで、非常に重い負担となっているというふうに思ひます。ある町民の方から国保税に対する御意見をいただきました。その方は退職したのち、国保に入ると月7万から8万の保険税の支払いになったということで、非常に退職したのちの少ない収入の中からそれだけの負担をせざるを得ないというふうな

形の、今後の将来についての心配を言われておりました。そういう実態があるという状況の中で、やはり予算案に賛成という形ではできないというふうに思います。3つ目は、先程言いましたように低所得者が多いこの国保税の中で、今後も負担の増加が予測されるということはやはり看過できないと。これについては全国の知事会も一定国の負担を求める意見を上げてる状況です。確かに町単独ではなかなか解決しづらい部分もあるというふうに思いますけども、私は町がそれをどうやって解決するかというところの取り組む姿勢も必要ではないかというふうに思います。ですが、現在のところこの予算ではそういう対応が見られないという内容から、反対の討論といたします。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号平成31年度長与町国民健康保険特別会計予算の件の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ81万4,000円を増額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,806万7,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが6、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込み額により1目特別徴収保険料を235万1,000円の増額計上。2目普通徴収保険料を142万8,000円の減額計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、システム改修に係る補助金分で68万1,000円の増額計上いたしております。2目保険基盤安定繰入金は、金額が確定いたしましたので79万円減額計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、後期高齢者システムの改修が必要となりましたので68万1,000円を増額計上いたしております。2目1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の調定見込み額及び保険基盤安定繰入金の額の確定により13万3,000円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今、説明がありました。ただいまより質疑をいたしたいと思えます。歳入歳出双方にわたって質疑をしていいので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは6、7ページのところで伺います。この普通徴収保険料の減額がされてるのはどういう理由なのかですね。それと歳出にも関わりますけども、繰入金の一般会計繰入金、後期高齢者システムの改修ということですが、こういう費用というのはいわゆる町財源から出すものなのか、それとも町の一般会計の中にこのシステム改修の費用が国庫補助なりから来た形で出ていくものなのか。この繰入金68万1,000円というのがどういう財源になるものなのか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

普通徴収の減額の要因ですけれども、当初予算上は普通徴収と特別徴収の割合というものがある程度過去の調定を元にそれぞれ振り分けをしているんですけれども、今回につきましては、今回の補正で現在の調定である程度特別徴収、普通徴収の割合が決まってきましたので、それに合わせて特別徴収を増額して普通徴収を減額ということにしております。あとシステム改修の補助金の関係ですけれども、一般会計で国からの補助金を受け入れをしております、ここの歳入の一般会計の繰入金の中にその補助金分が含まれているということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

後段の質問は理解しました。最初の特別徴収と普通徴収の一定この30年の見込みっというか、確定の割合を教えてくださいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

まだ30年度が終わっておりませんので、今の段階ですけれども金額ベースでいきま

すと特別徴収が63%、普通徴収が37%となっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

11ページの後期高齢システム改修の分なんです、その改修の内訳、内容がもし分かれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらのシステム改修につきましては、元被扶養者っていうのが後期高齢者の制度の中にあるんですけども、元被扶養者というものが75歳になる前日までに、前日に被用者保険の被扶養者であった人、こちらになります。被用者保険の被扶養者の方っていうのは、保険料の負担がありませんので、後期高齢者にその方が移行することによって、保険料の負担というのが出てきます。その方につきましては、制度開始から軽減っていうものがあつたんですけども、その軽減措置というのがもう無くなっております。それに伴いまして、今回の改修では通知書の中に元被扶養者の軽減分に係る部分とそれを係らない部分ですね。そういう通知書を内訳を記載しなさいというふうに決まっておりますので、通知書関係のレイアウトが変わっております。それと後期高齢のシステムからうちの自町システムに連携するところのファイルのレイアウト等も変わっておりますので、その辺の改修になっております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ5億1,578万6,000円となっております。前年度と比較して2,014万6,000円、4.1%増加しております。それでは説明書により説明させていただきます。まず、歳入予算でございます。6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料4億1,662万3,000円は、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の合計額で前年度比2,044万9,000円、5.2%増加しております。2款使用料及び手数料1項手数料は督促手数料でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金2,173万円は、広域連合共通経費負担金及び事務費等一般管理費を一般会計より繰り入れるものでございます。2目保険基盤安定繰入金7,658万7,000円は低所得者保険料軽減に係る公費負担分でございます。4款繰越金、5款諸収入1項延滞金加算金及び過料は、存目計上でございます。8、9ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金81万円は、過年度分の保険料還付金を計上しております。次の3項町預金利子、4項雑入1目滞納処分費及び2目雑入は存目計上でございます。以上、収入でございます。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。12、13ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費でございます。1目一般管理費につきましては後期高齢者医療事務を行う事務経費でございます。パート1名の雇用、各通知、封筒作成及び被保険者証通知等の郵便料並びに後期高齢電算システム改修委託料、電算機器借上料等でございます。2項徴収費は、保険料徴収に係る徴収嘱託員報酬のほか、納付書等の印刷及び発送、郵便料並びに口座振替手数料、コンビニ収納手数料等を計上しております。14、15ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金5億875万5,000円は、前年度比2,005万2,000円、4.1%増加しております。主な要因といたしまして被保険者数の増加があります。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金81万円でございます。これは過年度分の保険料還付金でございます。同じく2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上しております。

以上が平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算でございます。

16、17ページをお開きください。給与費明細書につきまして、嘱託職員1名分の報酬15万円記載しております。

主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページ、歳入歳出予算の現状として構成比及び前年との増減率を記載しております。2、3ページをお開きください。主要な施策として、後期高齢者医療広域連合納付金について記載しておりますので御参

照ください。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ここもボリュームが少ないんで、歳入歳出一緒に審議をしますので、質疑のある方は挙手をして教えてください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

13ページです。後期高齢者の保険料徴収のコンビニ収納というのは、どのくらいを見込まれてるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

コンビニ収納手数料につきましては、1,500件を計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは、歳入の保険料のところでお伺いします。31年度の対象数を教えていただきたいと思ひます。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

被保険者数を5,039名と見込んでおります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それぞれ後期高齢者も軽減の条件がありますけども、その軽減に値する人たちがどれくらいなのか分かれれば。前回、それぞれ7割、5割、2割でお伺いしてるんですけども、被保険者の5割も含めてですね。その数字が分かれれば教えていただきたいと思ひます。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

広域の試算ですけれども、保険基盤安定負担金の7割軽減が1,789名、5割軽減が432名、2割軽減が531名、被扶養者の5割軽減が15名ということで、合計で2,767名となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今年度この軽減策で、9割軽減、8.5割軽減が10月で終わるといふような形で方向が決まってるみたいですが、これによって影響を受ける方々がどれくらいいらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

影響の人数ですけれども、現9割軽減の方が1,108名、8.5割の方が681名となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけれども、現在9割、8.5割の方々が今後は10月以降は7割負担になるというふうな形で考えてよろしいんですね。そこも確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

10月以降は7割軽減ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう状況だということですね。それでちょっと別の質問ですが、先程補正のときにも出ましたが、特別徴収と普通徴収、そもそも後期高齢者医療が始まったときは、本来ならば全てが特別徴収ということで年金天引きというふうな話で進められてたんですけども、様々な意見が出て普通徴収も採用されたという経緯があると思うんです。改めてですけれども、普通徴収の要件、年金額が月幾らだとかってというふうな話があったと思うんですけども、そこを改めて説明していただければなというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

特別徴収になる要件ですけれども、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が介護保険料が天引きされてる年金の2分の1を超えない方、こちらが特別徴収の対象者ということになりますので、それ以外の方は普通徴収ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると先程の軽減措置を何らか受けてる方々が大体2,767人という形であり
ますけども、この方々はどうか見ればいいんですかね。大体7割軽減を受けてる方でも特
別徴収の方もいらっしゃるというふうな状況なんですか。そういう場合もあるというふう
に見ていいんですかね。軽減措置を受けてるっていうのは一定所得が低いという形だ
と思うんですけども、例えば保険料の総額からして、これまでの特別徴収と普通徴収の
割合からすると大体63から62で、普通徴収が37%ぐらいと。それを対象者数でち
ょっと出してみると1,800人ぐらいになるんですよ、普通徴収の割合というのは。
でも7割軽減を受けてる方が1,789人ですから、7割軽減を受けてる方でも特別徴収
の対象になるというのもあるんですか。ちょっとそこもお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

7割軽減を受けられるている方というのが、7割軽減を受けられて納める税というの
も小さくなっておりますので、税額が小さいということは、この2分の1の判定って
いうのをクリアする方も大勢いらっしゃいますので、当然7割軽減の方も特別徴収になっ
てる方はいらっしゃるということですね。

○委員長（西岡克之委員）

ほかないですか。ないですね。いいですね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で
討論いたします。これまでも後期高齢者医療制度については予算決算等で苦言を呈して
まいりました。その中身は75歳以上過ぎると別枠の保険料に強制的に加入させられて、
この保険制度は対象が増える度に保険料の値上げも行われていくという批判をしてま
いったところでもあります。そうした状況の中で31年度からは、これまで低所得者に対
する軽減措置という形で9割軽減、8.5割軽減が行われてました。しかしこれを撤廃
し、当然撤廃されると負担が増えるという形で指摘した状況がやはり行われております。
そもそもこの制度の矛盾がこうした状況を引き起こしているという状況であると考えま
す。そうした意味からやはりこの制度は、そもそも先の参議院で一度は廃止するという
提言をされた経緯もありながら、続けられているという状況は、さらにこうした負担増
が起きるといった状況が考えられます。そういった意味から31年度予算についても反対
の立場で討論いたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号平成31年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。場内の時計で40分まで休憩いたします。

(休憩 11時30分～11時40分)

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計当初予算について御説明させていただきます。介護保険特別会計の予算額でございますが、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ30億9,621万4,000円で前年度比2億2,059万7,000円、7.7%の増となっております。平成31年度の予算につきましては、長与町第7期介護保険事業計画に基づき第1号被保険者数1万1,009人、認定者数2,049人、認定率18.6%と推計し事業を算出しております。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳入予算でございますが、6、7ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料7億2,435万9,000円、前年度比6,063万1,000円は9.1%の増となっております。7期計画の保険料につきましては、標準月額保険料を5,400円で算定しております。給付費や地域支援事業の事業費の23%相当が保険料の負担となっております。内訳は現年度分特別徴収保険料が6億4,767万3,000円、現年度分普通徴収保険料が7,418万6,000円、滞納繰越分普通徴収保険料が250万でございます。2款使用料及び手数料7万2,000円は督促手数料になります。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5億2,498万3,000円は、前年度比4,171万3,000円、8.6%の増で、給付費に対する国の法定負担分として施設分が15%、居宅分が20%となっております。2項国庫補助金1目調整交付金8,817万3,000円は法定負担率5%でございますが、県内の財政状況等で調整されるということで補正係数により31年度は3.15%で計上しております。2目、3目は、地域支援事業に係る国の法定分で、2目介護予防・日常生活支援総合事業分が

25%、3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が39%となっております。2目の地域支援事業交付金、介護予防・日常生活総合事業の3,482万1,000円は前年度比130万7,000円、3.9%の増、3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の3,734万3,000円は前年度比103万9,000円、2.9%の増となっております。なお、地域支援事業交付金の総額は7,216万4,000円で前年度比234万6,000円、3.4%の増となっております。続きまして、4款支払基金交付金は2号被保険者40歳から64歳までの方が納めた社会保険料分に係る制度負担分でございます。1目介護給付費交付金7億5,577万4,000円は前年度比5,797万1,000円、8.3%の増となっております。交付率は給付費の27%となっております。2目地域支援事業支援交付金3,760万7,000円は前年度比141万2,000円、3.9%の増となっております。交付率は介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付の27%になっております。8、9ページをお願いいたします。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金3億8,474万4,000円は前年度比2,806万6,000円、7.9%増で、給付費に対する県の法定負担分として施設分が17.5%、居宅分が12.5%になっております。2項県補助金3,608万1,000円は地域支援事業に係る分で前年度比117万2,000円、3.4%の増となっております。交付割合は1目介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が19.5%となっております。1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の1,741万円は前年度比65万3,000円、3.9%の増、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の1,867万1,000円は前年度比51万9,000円、2.9%の増となっております。続きまして、6款財産収入は存目計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億2,999万5,000円は、町の負担割合ということで12.5%の分で前年度比693万8,000円、2.1%の増となっております。2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業1,741万1,000円は、町の法定負担割合分12.5%分で、前年度比65万4,000円、3.9%の増となっております。3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業1,867万2,000円は、町の法定負担割合19.5%で前年度比52万円、2.9%の増となっております。地域支援事業の総額で言うと3,608万3,000円で前年度比117万4,000円、3.4%の増となっております。4目その他一般会計繰入金5,130万円は前年度比200万3.8%の減となっており、歳出の総務管理費、徴収費、介護認定調査会費、趣旨普及費、介護保険運営協議会費、公債費に充てるものでございます。5目低所得者保険料軽減繰入金497万円は、低所得者保険料軽減に係る公費負担分で、1段階の基準額に対する負担率0.5から0.45へ軽減する0.05分を国、県、町で負担するものでございます。交付対象者は1,553人で、負担割合が1人頭3,200円というふうにな

っております。2項1目介護給付費準備基金繰入金については7期計画中で6,000万の繰り入れを行う予定ですが、31年度は3,990万円を計上し、介護給付費等に充当しております。なお、31年度末での基金残高は1億2,945万円を見込んでおります。10、11ページをお願いいたします。8款繰越金1,000万円は前年度繰越金でございます。9款諸収入の1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子、3項雑入につきましては、それぞれ存目計上になっております。以上が歳入になります。

○委員長（西岡克之委員）

場内の皆様に申し上げます。午前中の説明として歳入で一旦説明を切って、午後から歳出の説明を受けたいと思います。ここで一旦休憩をいたします。

13時から、もう一度説明を受けます。以上。

（休憩 11時51分～13時00分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

先程歳入の説明をいただきました。ただいまより歳出についての説明をいただきます。課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは引き続き、保険事業勘定の歳出を御説明させていただきます。14、15ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,207万8,000円は前年度比162万9,000円、11.9%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、介護保険システムのクライアント機器の再リースによるものになります。2目連合会負担金30万8,000円は国保連合会に対する事務負担金になります。2項徴収費369万5,000円は前年度比3万4,000円、0.9%の増となっております。1節報酬では徴収嘱託員1名分の報酬を計上しているほか、賦課徴収に係る経費をここでは計上いたしております。16、17ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費1,320万4,000円は、審査会委員30名の12回分の報酬と介護保険専門員2名分の報酬並びに認定審査会運営経費を計上しております。16ページから19ページにかかりますが、2目認定調査費2,104万9,000円は認定調査に係る介護認定調査員3名分と認定調査780件分の報酬のほか、医師の意見書作成手数料等認定調査に係る経費を計上いたしております。18、19ページをお願いいたします。4項趣旨普及費30万4,000円は65歳になられた方などに介護保険制度の周知のためのパンフレットの印刷代を計上いたしております。5項介護保険運営協議会費36万2,000円は3回分の開催経費を計上いたしております。なお、議案の債務負担行為にもありますように31年度から第8期介護保険事業計画の策定に着手する予定で31年度はアンケート調査などの協議を進めてまいります。

18ページから21ページに掛かります2款保険給付費1項介護サービス等諸費27億9,916万3,000円は前年度比2億1,470万5,000円、8.3%の増とな

っております。ここでは要支援、要介護の認定を受けた方が利用した介護サービス、介護予防サービス費の支払い分と国保連への審査手数料を計上いたしております。内訳といたしまして、介護サービスに係る給付費分が26億4,095万1,000円、前年度比1億9,334万7,000円で7.9%の増、介護予防サービスに係る給付費分が1億5,546万1,000円で前年度比2,133万1,000円、15.9%の増となっております。また、審査支払手数料の275万1,000円は前年度より2万7,000円の増となっております。

20ページから27ページにかかります3款地域支援事業費は国が示した限度額で事業を計上いたしております。31年度は前年度より789万2,000円、3.5%増の2億3,503万9,000円となっております。20、21ページの1項介護予防・生活支援サービス事業費1億1,985万3,000円は、総合事業対象者に係る訪問介護、通所介護、デイサービス分に係る費用で前年度より377万8,000円、3.3%の増となっております。1目介護予防・生活支援サービス費1億695万3,000円は前年度比326万2,000円、3.1%の増。2目介護予防ケアマネジメント事業費は1,290万で前年度比51万6,000円、4.2%の増となっております。2項1目一般介護予防事業費1,943万4,000円は前年度より145万1,000円、8.1%の増となっております。ここではお元気クラブ、めだか85、いきいきサロン、介護予防サポーターポイント制度や脳トレ教室を実施するための経費として、8節報償費は、お元気クラブの開催に伴う医師等謝礼、13節委託料は、めだか85、脳トレ教室、介護予防サポーターポイント制度に係る社協への委託、19節につきましては、いきいきサロン、介護予防サポーターポイント制度に係る補助金となっております。22、23ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費1目地域包括支援センター運営費1,947万1,000円は前年度より204万3,000円、9.5%の減となっております。ここでは地域包括支援センターに係る専門職、保健師と社会福祉士が配置されておりますけども、その分に係る人件費や地域包括支援センター運営協議会の委員の報酬等を計上いたしております。22から25ページにわたりますが、2目総合相談事業費1,930万6,000円は前年度比28万5,000円、1.5%の減で、介護保険課窓口で対応している介護相談員と訪問指導を実施しております訪問看護師の報酬や医師等の謝礼、それと軽自動車リース等相談事業に係る経費を計上いたしております。24、25ページをお願いいたします。3目権利擁護事業536万2,000円は、前年度より253万7,000円の増で、主に高齢者の方の権利擁護のための成年後見人制度の周知を図るためのパンフレット作成や高齢者虐待ケース会議の開催に伴う弁護士等の謝礼を新たに計上するほか、介護サービス事業所向けの虐待に係るパンフレット等の作成に伴う経費を増額いたしております。4款包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,419万6,000円は、前年度より219万6,000円の増で、主任介護支援専門員の報酬のほか、資質向上のための研修等に係る経費を計上いたしております。

また、増の要因といたしましては、居宅事業所向けの啓発用パンフレット作成を今回計画しております。26、27ページをお願いいたします。5目在宅医療・介護連携推進事業費560万6,000円は前年度より78万7,000円の増で、長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費のほか、地域の在宅医療介護連携を支援する相談窓口の設置に係る経費を計上いたしております。次に、26ページから29ページにわたりますが、6目生活支援体制整備事業費は前年度と同額の800万円で、ここでは支えあい「ながよ」推進協議体の運営に係る経費のほか、地域支援コーディネーターの配置に係る分や高齢者の社会参画や生活支援の充実を推進するための経費となっております。31年度も引き続き地域の支え合いのための住民周知や研修会を開催し、地域の課題等の協議を行ってまいります。28、29ページをお願いいたします。7目認知症総合支援事業費1,628万1,000円は前年度より78万7,000円の減で、認知症地域支援推進の配置に係る分や認知症初期集中支援チームの設置に係る業務委託料等を計上いたしております。31年度も引き続き、認知症初期集中支援チームによる支援と相談体制の充実を図るため、認知症カフェ事業の実施、認知症施策に係るパンフレットの作成を行う予定です。続きまして、8目地域ケア会議推進事業費は前年度と同額の127万2,000円を計上いたしております。31年度も引き続き自立支援型地域ケア会議の開催のほか、困難事例対応型の地域会議を速やかに開催し、医療、介護に係る専門職等による住民への必要な支援を行ってまいります。28ページから31ページにわたりますが、9目任意事業費625万8,000円は前年度より25万8,000円の増で計上いたしております。内訳といたしましては、ケアプラン点検等給付適正化に伴う経費。成年後見制度に係る経費。介護支援、家族介護支援事業として介護者リフレッシュの集いや介護学習会の開催。地域支援自立事業といたしまして配食サービス等を事業所に委託し実施しております。20節扶助費では在宅介護見舞金、家族介護用品支給を計上いたしております。30、31ページをお願いいたします。4款基金積立金は存目計上でございます。5款公債費30万円は一時借入金に対する利子分を計上いたしております。それから30ページから33ページにわたりますが、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付金として70万円を、2目償還金は存目計上、3目還付加算金は1万円を計上しております。7款予備費につきましては1,000万円を計上いたしております。保険事業勘定につきましては以上でございます。

次に引き続き、介護サービス事業勘定について説明いたします。この勘定は地域包括支援センターが行っている事業、要支援1、2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入と人件費等の経費分になります。

それでは歳入から御説明させていただきます。40、41ページをお願いいたします。1款サービス収入1項介護予防給付費収入1目介護予防サービス計画費収入2,992万8,000円は、前年度比309万6,000円、11.5%の増となっております。内容につきましては、ケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメ

ント作成に係る収入分となっております。2款繰越金、3款諸収入につきましては存目計上となっております。

続きまして44、45ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目指定介護予防支援事業費は2,642万1,000円、前年度比200万円、8.2%の増となっております。1節報酬は、包括支援センター専門員、ケアマネージャー等に係る分で、前年度より100万3,000円増の1,705万7,000円で計上いたしております。増の要因といたしましては、30年度は8名分を計上いたしておりましたが、事務量の増により1名の増員を予定しております。4節共済費は包括支援センター専門員の社会保険料になります。9節、19節の旅費、負担金につきましては包括支援センター専門員に係る研修旅費と参加者負担金、それとサービス利用者に対する担当者会議等の費用弁償となっております。13節委託料のうちケアプラン作成委託料は、ケアプラン作成を外部へ委託するための経費として計上いたしております。それから先程1名増と言っておりますが、それに伴って地域包括支援システムのクライアント追加に係る経費を追加して計上いたしております。次に1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費の350万9,000円は前年度比109万6,000円、45.4%の増となっております。ここにつきましては総合事業に伴う経費ということで、13節委託料は介護予防ケアマネジメント作成を外部へ委託するための経費となっております。46ページからは給与費明細書となっております。

以上が、平成31年度介護保険特別会計の歳入歳出予算でございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書ということで御説明させていただきます。1ページは歳入歳出予算の状況といたしまして、構成比及び前年度増減率を記載しております。2、3ページをお願いいたします。2款保険給付費や3款地域支援事業につきまして主要な施策ということで、こちらの方を掲載しております。5ページをお願いいたします。5ページは給与費明細に係る特別職・非常勤職員報酬一覧を。6、7ページについては補助金・負担金一覧。8ページにつきましては基金の状況を掲載しております。引き続き9ページからはサービス勘定に係る部分の説明事項を掲載しております。10、11ページにつきましては主要な施策ということで、12ページにつきましては給与費明細書に係る特別職・非常勤職員報酬一覧。13ページにつきましては補助金・負担金一覧。14ページにつきましては長期継続契約予定一覧をそれぞれ記載しております。

以上で特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

丁寧な説明ありがとうございます。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお知らせください。まず初めに予算の歳入の部分からいきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは歳入の介護保険料のところでお伺いします。基準額が5,400円というふ

うな説明をされました。今8段階でしたかね、それぞれ段階数に人数が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

現在、介護保険料が9段階になっておりまして、第1段階が1,503人、第2段階が582人、第3段階が567人、第4段階が1,798人、第5段階が1,350人、第6段階が1,411人、第7段階が1,690人、第8段階が731人、第9段階が799人になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ここで聞きしていいかどうかですけれども、所得に応じて利用料の負担が変わってますよね。2割負担、3割負担、対象になる人数がどれくらいなのか。分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

12月末現在の数値で2割対象者が146人、3割負担の対象者が78人になります。

○委員長（西岡克之委員）

ないようでしたら歳出の方に行きたいと思います。歳出の方で質疑のある方どうぞ。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

27ページで、地域包括ケアコーディネーターが2つと生活支援コーディネーター、もう1つどこかに地域包括ケアコーディネーターがあったと思うんですね。4か所あるかと思うんですけれども、このコーディネーターというのはどういう方を予定しておられるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

それぞれが専門の方なんです、6目生活支援体制整備の方の地域包括ケアコーディネーターは看護師の免許を持たれた方です。5目在宅医療介護連携推進事業費の地域包括ケアコーディネーターは社会福祉士の免許を持っておられる方で、在宅医療の相談窓口の相談員として雇い入れをするようになっております。そして7目認知症総合支援事業の地域包括ケアコーディネーターの方も看護師の免許を持たれた方で、主に認知症初期集中支援チームや認知症カフェなどの事業に携わっていただく予定となっております。

委託料の生活支援コーディネーターは社会福祉協議会の方に生活支援コーディネーター業務自体を委託しておりますので、社会福祉協議会の方で支援コーディネーターを選任していただいております。1月から委託契約をしておりますので、もう既に来ていただいている状況です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

このコーディネーターの報酬で、今言われた社会福祉協議会に委託してるところだけちょっと金額が違うかと思うんですけども、その理由を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

社会福祉協議会に委託している分につきましては、生活支援コーディネーターの報酬だけではなく、生活支援コーディネーターの旅費やそれからいろんな諸々の活動に必要な消耗品であったりとか、あと携帯電話の借上料とか、パソコンのリース料とか、そういった活動に関するもの全てが入っておりますので、この金額となっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そうしますとケアコーディネーターとしては、社会福祉協議会で雇い入れる場合も同じというふうに理解していいのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

この委託料の算出に関しましては、長与町で雇い上げをしている生活支援コーディネーターの報酬を参考にしてお願いしております。ただ、長与町役場にコーディネーターがいて、どうして社協についてということなんですが、社協の方がやはり今までの支え合い活動、サロンの立ち上げから積み上げてきた今までの経歴もありますので、そういった役場の方でちょっと弱い部分と言いますか、生活支援のそういった社会福祉協議会の強みを生かして支え合いの事業を充実していきたいという思いで委託をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

少し関連と言いますか、人員のことが出たんで、ちょっと飛んで申しわけないんですけども、46ページの給料明細書の特別職のところでは本年度166人、前年度が148人、18人増員してるわけですね。主要な施策の説明書で5ページで特別職・非常勤

報酬一覧が出てるんですけども、18人増えたところがどういう項目が増えたのか、どこで18人の増があったのか、そこをまず教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

給与費明細の18人増の要因ですけれども、3款3項4目主任介護支援専門員を30年につきましては3名体制で行う予定でしたけれども、31年につきましては2名ということで1名減になっております。それと3款3項2目の訪問看護師、こちらが4人体制で30年は行ってたんですけども、31年は3人ということで1名減になっております。この要因としては募集をしてるんですけども、なかなか見つからないということで、こちらの方は補充ができないということで1名減にしております。それから増の要因ですけれども、3款3項6目の地域支えあい「ながよ」推進協議体というのを今年2月20日に新規に立ち上げまして、この分が新たに31年度から20名ということで計上しておりますので、相殺すると18名の増となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そこで様々な事業をする中で各種、例えば5ページの主要な施策の説明で質問しますと、5項1目介護保険運営協議会委員がいますよね。その下、3項1目地域包括支援センター運営費の中で運営協議会委員が15名、5目では在宅介護連携推進協議会委員が20名、先程の支えあいながよ推進協議会委員、その下の認知症初期支援対策委員会、また8目ではケア会議委員ということで相当数の数があるんですけども、これはそれぞれ委員はみんなばらばらなんですか。一緒の人が各委員会に入ってるという状況もあるのでしょうか。そこはどうでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

運営協議会につきましては、それぞれ医師会、看護師会とか、そういった部分に推薦をお願いいたしまして、そこから上がってきた人が委員というふうをお願いしてるんですけども、現状といたしましては、重複者は何人かいるっていうのが現状になります。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

20、21ページの3款2項1目19節地域住民グループ支援事業補助金について、今年度の概要等を説明いただきますでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

30年度現在で地域サロンは町内に19か所あります。31年度は2か所増えまして21か所という予定となっております。そのほかに検討中のグループからもちょっと声が上がっている状況です。30年度に大幅に補助金の方を見直しをいたしましたので、一律に10万円っていうものが活動の人数や回数に応じてというふうになっております。それで活動状況はそれぞれで、規模も小さい所から大人数の所まであるんですが、今まで横の繋がりがありませんでしたので、お互いにやっていることが分からないという声もあります。そして30年度にサロン周りをいたしまして、生活支援コーディネーターが中心となり19か所のサロン全てを回って現状をお聞きしました。それで大きく上がっているのがやはり後継者不足。早い所でもう立ち上がりから10数年経っておりますが、やはり立ち上がりから現在まで同じメンバーが10年経つと10歳年を取ったという状況で、いろいろ後継者不足であったり内容もこれまで活動が活発だったのが、少しなかなか動きがとれなかったりとか、いろんな現状があっているようです。ですから、また、ほかのこれからの支え合い事業であったり、サポーターポイントであったり、いろんな事業との絡みを持たせながら、この事業も進めていかないといけないというふうに思っております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、事業の概要等説明いただいたんですが、ちょっと予算と直接関係あるかどうか分からないですけど老人クラブ連合会、担当が違うと思うんですけども、との兼ね合いですね。関わりって言うか、老人クラブ連合会、御存知のとおり組織率が低下してきている。サロンが上がってきているというか、サロンの上昇とともに老人クラブ連合会の加入率に影響を及ぼしているんじゃないかという意見がありますが、連合会との連携とか、そういった模索とか、あるいは検討していることとか、そういったのがあるんでしょうか。今、横の繋がりというお話がありましたので。

○委員長（西岡克之委員）

参事。

○参事（中村宰子君）

現在ある地域から上がっているのが、老人クラブの活動がやはり昔ながらの飲み会であったり、そういったことが中心なんだけど、もうちょっと内容を変えていきたいという相談が上がっている地区があります。そういった場合、今までの老人クラブの活動にプラスして午前活動して午後をサロンということで、もう自治会とか、そういった縛りを無くして近隣の自治会幾つか寄ってサロンという形で、連動した形で活動をしようという動きも見えております。そういったところを現在も単独での御相談なんですけど、

そういった事例が成功しましたら、また広げていけるんじゃないかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。歳出。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も20、21ページのところで、まず1つは、3款1項の介護予防生活支援サービス事業ですね。事業給付がそれぞれ19節にあるんですけども、質問としては、ここに事業を行う対象をどれくらいと見てるのか、そういうのを想定されて事業の給付費を考えられてるのか、それはもう併せて2つ目の3項、2項の一般予防事業も含めて、これもまた対象をどれくらいと見込んでこの事業費の計画を立てているのか、ここがそういう目標を持ってやられてるのかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

再度質問させていただきます。20ページ、21ページの3款1項1目19節にあります負担金、補助及び交付金の介護予防生活支援サービス事業の給付費ですけども、この予算の積み上げっていいですか、どういう事業を行うという形で積み上げられているのか、そこを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの方が30年度の12月末現在で、事業対象者の方が16名いらっしゃいます。この方が利用されている訪問型サービス、ヘルパーの利用と通所型サービスということでデイサービスの分の2項目にまたがります。訪問型サービスにつきましては、今のところ12月末で実人数が226人、デイサービスが325人の実人数がありまして、こちらを31年度の伸びを考慮しまして、それぞれをヘルパーの方が3,700万、デイサービスの方が6,200万ということで、それとそれ以外のサービスということで、まだこちらの方は事業所と協議を行ってるんですけども、その分が約700万あります。想定としてはヘルパー利用とデイサービス利用が主になります。実件数でいきますと大体250件で重複者もおりますので、月当たり250件で想定しております。

○委員長（西岡克之委員）

それでは、今再質に限って質疑をしておりましたが、歳入歳出残りの資料においても

構いませんので、質疑のある方質疑をしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

31年度の予算とは直接関係ないのかもしれませんが、ケアプランの有料化が進められてるっていう、ちょっといろいろ見たんですけども、実際そういう形で協議がなされてるんですか。それはないですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ケアプラン等の個人負担が今のところ無いんですけども、それにつきましては、今、国等で協議がなされておまして、まだ結論が出てない状況になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これは歳出に係るところだと思うんですが、認知症事業これも非常に今後、重要になってくるといえるんですか、もうやっぱり至るところでそういう声を聞く機会が多くなってきたなというふうに思うんですよ。それで31年度は、委託料としては初期集中支援事業委託料をすると、認知症カフェも継続して行うということですけども、改めて今後のそういう委員会等の会議の取組だと思うんですが、今年度に限って認知症の新たなこう、新たなって言ったらかわいんですけども、担当課が考えてる対策っていうのが、どういうことを検討されてるのか、あれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

事業としては、認知症総合支援事業というふうになっておりますが、介護保険課、地域包括支援センターの方には、日々認知症の方が見えられたりとか、相談っていうのも日々来て職員で対応しているような状況です。30年度につきましては、初期集中支援チームということで、認知症が疑われる方が出て、その方がいろんな必要なサービスや医療に繋がっていない場合、北病院とタッグを組んで受診や介護サービスに繋げるっていうような制度を作りました。まだちょっと残念ながら稼働はしていない状況ですが、そういった道筋を作ったところです。そして認知症カフェにつきましては、社会福祉協議会に委託をしまして月に1回実施をしておりますが、やはりまだ中央で1か所ということですのでこれから広げたいという思いがあり、31年度は定例ではありませんが、持ち回りで町内を回って地域でカフェを開催したいというふうに思っております。それで1年間私も取り組んできた中で1番感じたことは、まだまだ認知症に関する普及啓発が足りないということです。先日10月の健康まつりの際には初めて介護保険課の方で

ブースを設けまして、認知症についてのクイズであったりとか、在宅医療に関する相談や高齢者疑似体験などを行いました。その中で認知症の〇×クイズを行ったんですが、認知症は脳の病気である〇か×かであったり、あと認知症の人はすぐ忘れてしまうから悲しいとか、いろんな感情は無いついていうような項目を作ったんですが、多くの方が正解することができませんでした。そういったことから、まだまだ認知症に関する普及啓発活動が足りないということを感じております。また、初期集中支援チームを作ったけど稼働していないという、この稼働しない裏には実はたくさん候補者が上がりました。ほんと10名ほど上がりましたが、それがなぜ稼働しなかったかと言うと本人や家族の同意が必要なんです、その同意が得られないというのが現状でした。ですから、そういった仕組みを作るのも大事ですが、普及啓発活動という地道なものではありますが、そちらの方を様々な事業を使いながら実施していかなければならないというふうに思っております。もちろんいろんな事業も進めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

関連してお聞きいたします。認知症初期集中支援なんです、認知症と言ってもやはり高齢者だけではなくって、今は若年性の認知症もかなり増えてきているというところで、そのところは視野に入れて対策をとっているのかということと、それから第8期介護保険事業計画を策定しているところで、今年度から第8期アンケート調査を実施しているということですが、その辺りここに反映をされるのか、そこら辺をお聞かせください。

○委員長（西岡克之委員）

参事。

○参事（中村宰子君）

若年性認知症についての対策ですが、現在まだ長与町においては、うちの包括には若年性認知症の相談というのは直接はあっておりません。しかし、確実に増えているということをお聞きしていますし、職員ですね、若年性認知症の研修会などが県などで行われておりますので、積極的に参加して相談に備えたいというふうに思っております。そのほか若年性認知症は県の方でサポートセンター、電話などの24時間の相談であったりとか、あと本人の会というものもあるのを聞いておりますので、そちらへの紹介なども考えております。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

8期の計画についてですが、今現在、国において主要な協議事項というのが、2月から会議が再開されております。今回アンケート調査を例年改定年で行ってりましたが、国等の提案がされた分でのアンケートということになりますので、分かり次第アンケート

トを取りたいということですので、まだアンケート内容等については、これから協議ということになります。年内に業者を決めて国の情報がはっきりし次第運営協議会の方で内容を精査してアンケートを取っていきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

それでは、質疑はもうございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。町民の方々から声があるのがやはり今の介護の実態と言いますか、なかなか施設に預けられない、高齢者が高齢者を介護するという実態で、本当にこう厳しい状況が聞かれるようになりました。そういう中で、質問もさせていただきましたけども、7期については、保険料を据え置いたという状況がありましたけども、利用料の負担がこれから2割負担が原則になるというふうな状況が進められていますし、先程言われましたように3割負担の方もいらっしゃるということで、まさにその負担の割合で介護を受けられるかどうかというところが、大きな私は問題かなというふうになっております。そもそもこの介護保険が始まる前に、政府では消費税を上げて、消費税で来たるべき高齢化社会に向けてというふうな、その財源を高齢化社会に向けてこうした介護もやっていくというふうな僕はそういう期待感を持ったんですけども、残念ながら介護保険が始まり保険料の負担や利用料の負担で本当に十分な介護が受けられないという実態がやはり町民の皆さんの声を聞くと、そういうのを感じざるを得ません。ここは国民健康保険のときも申しましたけども、なかなか自治体で解決できるという部分では非常に厳しいところはあるというふうに思いますけども、今やはりこうした批判をしておかないと、国がどれだけ負担を減らすかという方向でしか今の介護保険が進められてない状況が非常に危惧されますので、こうした実態として必要な方が十分に受けられないという実態があるということ、やっぱりこの国も理解してもらわないといけないというふうなことを思ってるんですけども、一方ではそうやって負担を増やすと、サービスを減らすという状況が続けられてるという意味では、本予算に対しても賛成できないという立場から反対の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論ありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号平成31年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。しばらく休憩します。

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

本日の予定はこれで全部終了いたします。皆様御苦労さまでした。

閉会します。

(閉会 14時00分)